

1

10月1日から「熊本県 自転車安全利用条例*」改正により 自転車保険の加入が義務化されます。

*正式名称「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」



Q どうして義務化されるの？

- A** 全国で自転車利用中の事故による高額な損害賠償の請求事例が発生しています。
自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るためです。

全国での高額賠償例

9,521万円

歩行者後遺障害(女性62歳)
小学生による無灯火
神戸地裁 平成25年7月判決

9,266万円

自転車運転後遺障害(男性24歳)
高校生による通行違反
東京地裁 平成20年6月判決

6,779万円

歩行者死亡(女性38歳)
男性による交差点通行時の衝突
東京地裁 平成15年9月判決

2

「自転車損害保険」等に 加入しているか確認しましょう

万が一に備えよう!



Q どんな自転車保険があるの？

- A** 自転車利用者向け保険だけでなく、下記のように多くの種類があります。

A 「自転車保険」等の
名称で販売されて
いる保険

B 自動車保険(特約)

C 火災保険(特約)

D 損害保険(特約)

E クレジットカード
などの付帯保険

F 会社等の団体保険

G PTA保険

H TSマーク付帯保険

◎TSマーク付帯保険とは



TSマークは、自転車安全整備店で、点検した安全な自転車に貼るシールです。
点検日から1年以内の自転車事故での賠償責任が補償されます。

※TSマークの有効期限を過ぎた場合は、自転車安全整備店で点検確認を行いましょう。

※TSマークの色によって賠償責任の補償限度額が異なります。(赤1億円、青1,000万円)



個人賠償責任保険に加入、または自転車に点検日から1年以内のTSマークが貼られていますか？

保険に
加入しているか
確認してみよう!



はい

わからない

いいえ

上記A～Gのいずれかの保険に加入しており、
個人賠償責任特約が付帯されていますか？
(保険証券等を確認ください)

はい

わからない

いいえ

すでに「自転車保険」に
加入しています。
(保険期間が切れていないか注意ください)

加入の保険会社・共済に
お問い合わせください。
(未加入の場合は保険への加入が必要です)

「自転車損害賠償保険」等
への加入が必要です。